

富山県の物品等調達に係る随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により公表する。

平成 24 年 12 月 14 日

富山県知事 石井隆一

1 随意契約する事項

(1) 購入物品等名及び数量

不思議なスリットスポンジ(小)、20 個

不思議なスリットスポンジ(大)、10 個

(2) 購入物品等の規格、機能、性能等

小：キッチン用

大：風呂掃除用(大型器具洗浄用)

（もちやすく、泡立ち、すすぎに優れた性能をもたせたスポンジ）

(3) 納入期限

平成 25 年 1 月 19 日

(4) 納入場所

農林水産総合技術センター食品研究所

2 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者

3 その他

問合せ先

〒939-8153 富山市吉岡 3 6 0

富山県農林水産総合技術センター食品研究所

TEL076-429-5400 FAX076-429-4908